

2019年度 公害防止管理者 国家試験 受験講習会のご案内

例年10月に実施されている「公害防止管理者等 国家試験」に備え、今年度も受験対策のための講習会を開催します。

～公害防止管理者の選任・管理にお役立てください！～

会員企業の従業員さまは資料代相当の料金で受講できます！

もちろん個人で資格を取りたい方も、会員企業であれば同料金でOK。
(会員外の方でも受講しやすい料金設定です。)

カリキュラムは試験の全科目を網羅！
科目ごとに専門の講師が解説！傾向と対策をアドバイスします！

◆ご案内

- 2019年度受講コース及び日程一覧
- 申込み方法及び会場地図
- 国家試験のお知らせ(願書取り寄せ方法)

- 別紙1: テキスト・問題集について
(事前購入注文書)
- 別紙2: 受講申込書
- 別紙3: 参考～公害防止管理者制度について～



◆受講資格 どなたでも受ける事ができます。

◆受講料 【会員企業:5,000円】【会員外:20,000円】
1人:1コース、テキスト等は別売りです。

◆申込み・お問い合わせ

一般社団法人 千葉県環境保全協議会

千葉市中央区長洲1-15-7(千葉県森林会館内)

TEL/FAX:043-224-5827 E-mail:kanhokyo@io.ocn.ne.jp

【2019 年度受験講習会 コース日程 及び 注意事項】

- ◆ 科目別の料金設定はありません。ご了承下さい。
- ◆ 国家試験の科目別合格制度により試験免除の科目がある場合は、希望時間での来場、入退出が可能です。
- ◆ 開催日と開始時間がコースにより異なりますのでご注意ください。
- ◆ 水質・大気コースは、3日間で1コースです。(第1回)と(第2回)組合せて受講することも可能です。
- ◆ お申込み後に、詳細な時間割を送付します。

【水質コース 3日間(定員:各回100名)】

	1日目	2日目	3日目
第1回	7月23日(火)	7月24日(水)	7月25日(木)
第2回	8月20日(火)	8月21日(水)	8月22日(木)
科 目	公害総論・水質概論	汚水処理特論	水質有害特論 大規模水質特論
時 間	9:30~17:00	9:00~17:00	9:00~17:00

【大気コース 3日間(定員:各回100名)】

	1日目	2日目	3日目
第1回	7月29日(月)	7月30日(火)	7月31日(水)
第2回	8月27日(火)	8月28日(水)	8月29日(木)
科 目	公害総論・大気概論	大気特論測定技術 ばいじん・一般粉じん特論	燃焼、脱硫、脱硝(大気特論) 大気有害特論 大規模大気特論
時 間	9:30~17:00	9:00~17:00	9:00~17:00

【騒音振動コース 2日間(定員:30名)】

	1日目	2日目
1回のみ	8月 1日(木)	8月 2日(金)
科 目	公害総論・騒音振動概論	騒音振動特論
時 間	9:30~17:00	9:00~17:00

【ダイオキシンコース 2日間(定員:30名)】

	1日目	2日目
1回のみ	8月 6日(火)	8月 7日(水)
科 目	公害総論・ダイオキシン類概論 ダイオキシン類特論 (測定技術のみ)	ダイオキシン類特論 (測定技術を除く)
時 間	9:30~17:00	9:00~17:00

- 持ち物…筆記用具 ・ テキスト及び問題集(別紙「事前購入注文書」参照)
- 昼 食…各自ご用意頂くか、付近の飲食店をご利用下さい。(会場内 お食事可)
- 会 場…各コースにより会場が別れています。ご注意ください。各会場とも8時30分開場です。

【2019 年度受験講習会 申込み方法 及び 会場地図】

申込み方法・流れ

- 別紙受講申込書に必要事項をご記入の上、メール又はFAXでお申込下さい。
(お預かりする個人情報は、当講習会の目的以外には使用致しません。)
- お申込完了後に「ご担当者へ確認のご連絡」「受講者様宛てにご案内」をお送りします。

受講料のお支払い方法 (ひとり1コース 会員:5,000円、会員外:20,000円)

- 現金でのお支払い…受講者ご本人が受講当日、受付時にお支払い下さい。領収証を発行します。
- 事業所単位でのお振込み…お申込後、請求書をお送りします。
(受講者のご都合で受講できない場合、受講料は返金しませんのでご了承下さい。)

お申込期限 各コースの1週間前まで原則受付 いたします。

会場 1 千葉県自治会館 9階 会議室 (千葉市中央区中央4-17-8)



○水質、大気の第1回目



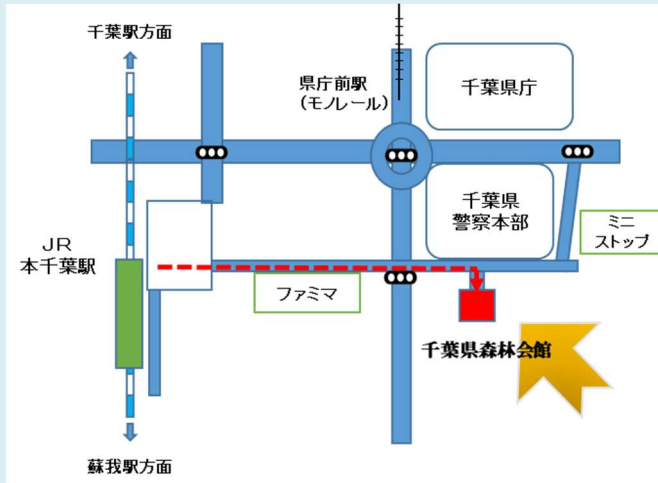
交通アクセス

- ・JR千葉駅から徒歩約15分
- ・千葉都市モノレール県庁前駅から徒歩3分
- ・JR本千葉駅から徒歩約10分
- ・京成千葉中央駅から徒歩約5分

※会場に一般の駐車場はございません。ご了承下さい。

【2019年度 会場案内 その2】

会場 2 千葉県森林会館 5階 大会議室 (千葉市中央区長洲1-15-7)



○騒音振動、ダイオキシン

交通アクセス

- ・JR本千葉駅より徒歩5分
- ・千葉都市モルール県庁前駅から徒歩3分

※会場に一般の駐車場はございません。ご了承下さい。

会場 3 千葉県教育会館 604会議室 (千葉市中央区中央 4-13-10)

○水質、大気の第2回目



【2019年度 国家試験のお知らせ(予定)】

試験日	2019年10月の第1日曜日、全科目・全国一斉に実施されます。 (午前：公害総論・各種概論、午後：各種特論) 必ず6月上旬の官報または下記試験センターのHPで確認して下さい。										
試験地	全国9都府市(関東は東京都内の大学等) (札幌市・仙台・東京都・名古屋市・大阪市・広島市・高松市・福岡市・那覇市)										
願書の配布期間 と受付期間	7月1日(月)～7月31日(水)まで(予定) (お申し込みは受験願書またはインターネットで。団体はネットからのみとなります。)										
願書の入手方法 (ネット申込み以外)	<p>①(一社)産業環境管理協会 試験センター及び各分室 ②経済産業局・都道府県庁・主要市役所の環境関係部署</p> <p>③当協議会事務局(15部まで) ～当会よりお取り寄せの場合～ ⇒⇒⇒</p> <p>・返信用封筒(角型2号A4サイズ)に宛名・必要部数を記入。 ・送料分の切手を貼る。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="text-align: center;">〒000-0000</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">〇〇〇〇</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">〇〇〇〇〇</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">部</td> </tr> </table> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="text-align: center;">1部=140円</td> <td style="text-align: center;">3～4部=250円</td> <td style="text-align: center;">10～15部=600円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2部=205円</td> <td style="text-align: center;">5～9部=400円</td> <td style="text-align: center;">16部～試験センターへ</td> </tr> </table> <p>・送付先 一般社団法人 千葉県環境保全協議会 〒260-0854 千葉市中央区長洲1-15-7(森林会館内)</p>	〒000-0000	〇〇〇〇	〇〇〇〇〇	部	1部=140円	3～4部=250円	10～15部=600円	2部=205円	5～9部=400円	16部～試験センターへ
〒000-0000											
〇〇〇〇											
〇〇〇〇〇											
部											
1部=140円	3～4部=250円	10～15部=600円									
2部=205円	5～9部=400円	16部～試験センターへ									
願書提出先と 試験に関する お問合せ	(一社)産業環境管理協会 公害防止管理者試験センター 〒101-0044 東京都千代田区鍛冶町2-2-1 三井住友銀行神田駅前ビル TEL 03-5209-7713 / FAX 03-5209-7718 (千葉県環境保全協議会では提出物は扱いません。)										
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・科目別合格制が導入されています。(3年以内 該当科目免除) ・電卓の使用に関し、制限があります。 ・受験料などの詳細は、上記 公害防止管理者試験センターのHPをご覧ください。 										

(一社)産業環境管理協会 試験センター 案内より一部抜粋

公害防止管理者制度:

製造業等のうち、ばい煙発生施設など、公害発生施設を設置する工場を「特定工場」といいます。特定工場ではその規模に応じて、公害防止統括者、公害防止主任管理者、**公害防止管理者**を選任し、地方自治体に届出しなければなりません。

公害防止管理者及び公害防止主任管理者は、国家資格を有する者でなければなりません。

公害防止管理者の国家資格

施設の種類や規模によって各種資格が決められています。特定工場では、施設に応じた資格者を「公害防止管理者」として選任します。 (公害防止ガイドラインより一部抜粋)